

# お知らせ



## 「浪速区地域福祉ビジョン 令和7年4月～令和10年3月」を策定

浪速区の特性に応じた地域福祉を推進するため「浪速区地域福祉ビジョン」を策定しました。このビジョンに基づき、区民1人ひとりが自分らしく生きることができ、地域福祉が充実した誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

問合せ 保健福祉課(連絡調整) 6647-9857 6644-1937

## 児童扶養手当の支給月額が改定されます

令和7年4月分から「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特別に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数を基に児童扶養手当月額が改定されます。

- 【児童1人目】 全部支給 45,500円 → 46,690円 一部支給 45,490円～10,740円 → 46,680円～11,010円
【児童2人目以降】 全部支給 10,750円 → 11,030円 一部支給 10,740円～5,380円 → 11,020円～5,520円
現在児童扶養手当を受給中の方については4月末頃、改定後手当月額のお知らせを送付します。

問合せ 保健福祉課(子育て支援) 6647-9895 6644-1937

## 特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定について

- 令和7年4月分から手当月額が次のとおり改定されました。
1 特別児童扶養手当(1級) 55,350円 → 56,800円
2 特別児童扶養手当(2級) 36,860円 → 37,830円
3 特別障がい者手当 28,840円 → 29,590円
4 障がい児福祉手当 15,690円 → 16,100円
5 経過的福祉手当 15,690円 → 16,100円
1,2は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。
3,5は20歳以上、4は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合せ 保健福祉課(障がい者支援) 6647-9897 6644-1937

## 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金のご案内

戦後80年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金が支給されます。特別弔慰金の支給には請求が必要となります。申請手続きなど、詳しくは市民協働課までお問い合わせください。

問合せ 市民協働課(市民協働) 6647-9883 6633-8270

## 大阪市国民健康保険のお知らせ

【保険料の通知について】 国民健康保険料(4月～翌年3月分)については6月に決定し、6月中旬に世帯主あてに「国民健康保険料決定通知書」をお送りします。
【国民健康保険料のための所得申告書について】 国民健康保険料を決めるため、収入のない方や市府民税の申告の必要がない方に国民健康保険料のための所得申告書をお送りします。提出されていない方は、4月15日(火)までに区役所窓口サービス課保険年金担当(2階28番窓口)まで提出してください。

問合せ 窓口サービス課(保険年金:保険) 6647-9956 6633-8270 ※月～木、第4日曜:9時～17時30分 金曜:9時～19時

## 固定資産税・都市計画税(第1期)納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第1期)の納期限は、4月30日(水)です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆さんのために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期限内の納付をお願いいたします。

問合せ 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について なんば市税事務所 固定資産税グループ 4397-2957(土地)、2958(家屋) ※平日:9時～17時30分(金曜日は9時～19時)
固定資産税(償却資産)について 船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ 4705-2941 4705-2905 ※平日:9時～17時30分

## 固定資産(土地・家屋)の価格等に関する縦覧を行います

土地または家屋の固定資産税の納税者の方は、所有されている土地・家屋と同一区内の他の土地・家屋の価格などが記載された「縦覧帳簿」を縦覧できます。(資産のある区の縦覧帳簿に限ります) 縦覧の際は、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)または納税通知書を持参してください。代理人の場合は委任状が必要です。

閲覧期間 4月1日(火)～30日(水)(土・日・祝日を除く) 9時～17時30分(金曜日は19時まで)
閲覧場所 資産のある区を担当する市税事務所

問合せ なんば市税事務所 固定資産税グループ 4397-2957(土地)、2958(家屋) ※平日:9時～17時30分(金曜日は9時～19時)

## 5月1日～7日は「憲法週間」です

毎年5月3日の憲法記念日を含む5月1日から7日までの1週間は「憲法週間」です。基本的人権の尊重は日本国憲法の柱の1つで、侵すことのできないものであると規定されています。憲法週間を機会に、私たちが誰もが憲法で保障されている基本的人権の大切さについて、あらためて考えてみましょう。

問合せ 市民協働課(教育・学習支援) 6647-9743 6633-8270

## 4月は「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間です

ペットを飼ったその時から、飼い主にはさまざまな責任が生じます。マナーを守り、周囲に迷惑を及ぼすことがないように努めなければなりません。

- 不幸な命を増やさないために、最後まで責任をもって飼いましょう。
●不妊去勢手術を行い、むやみな繁殖を避けましょう。
●放し飼いや排泄物の放置はしないでください。
●猫はできるだけ室内で飼育しましょう。
※野良猫に餌を与える場合は、餌の片付けやフン・尿の後始末を必ずしなければいけません。(令和元年12月の条例改正により、動物へ餌を与えた後の清掃が義務付けされました)



問合せ 保健福祉課(保健) 6647-9973 6644-1937

## 愛犬の登録と狂犬病予防注射

犬の登録、毎年1回の狂犬病予防注射、鑑札・注射済票を犬に着けておくことが狂犬病予防法で義務付けられています。



- 【集合注射のご案内】 日時 4月6日(日)、15日(火)13時30分～16時
場所 区役所1階 検診車スペース(正面入口東側)
費用 ①注射料金:2,750円 ②注射済票交付手数料:550円 ※動物病院で受けられる場合、注射料金が異なる場合があります。
持ち物 継続の方は、区役所からの案内通知を忘れずにご持参ください。
その他 雨天決行 ※午前11時時点で大阪管区气象台が大阪市内に「特別警報」または、「暴風警報」を発表している場合は中止させていただきます。

令和5年から、集合注射会場では飼い犬の登録申請受付ができません。登録申請については区役所窓口までお越しください。なお、飼い犬にマイクロチップを装着し、令和4年11月1日以降に国に登録した場合は、特例制度により本市への登録申請は不要です。

問合せ 保健福祉課(保健) 6647-9973 6644-1937

## 老人福祉センターで健康づくりと仲間づくりを!

体操講座やクラフトカフェ、脳トレクイズ会など、いろいろな事業を行っています。サークル活動もありますので、お気軽にお越しください。

- 日時 10時～17時(見学は随時受付)
場所 浪速区老人福祉センター
対象 市内在住の60歳以上の方
費用 無料(講習・行事によっては実費を徴収)
持ち物 初めの方のみ身分証明書(利用証作成のため)



問合せ 浪速区老人福祉センター 6643-0792 6644-6934

